寧京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 発行所 京 都 府

政策法務課電話(075)414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入 印刷所 中西印刷株式会社 電話(075) 441-3155

(目 次)

∥ 4

ページ

○副部長及び技監の掌理する事務を定めた

訓令の一部改正

(人事課) 563

告 示

○落札者の決定

(入札課)

○交通事故被害者の生活つなぎ資金貸付要

綱の廃止

(安心・安全まちづくり推進課) 564

○特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和 7管理年度における知事管理漁獲可能量

の変更

(水産課)

○保安林の指定予定の通知

(中丹広域振興局) 564

○漁業災害補償法に基づく共済契約締結の

同意の認定

(水産事務所) 565

公 告

○都市計画法に基づく工事完了

(乙訓土木事務所)

教育委員会

○一般競争入札の実施

=III

京都府訓令第15号

本 庁 地方機関

副部長及び技監の掌理する事務を定めた訓令(令和7年京都府訓令第11号)の一部を次のように改正し、令和7年8月19日から施行する。

1の項の表健康福祉部の項中「東江赳欣」を「大島史也」に改める。

令和7年8月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

生 -

京都府告示第404号

落札者を次のとおり決定した。

令和7年8月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 製造物品の名称及び数量 京都府広報紙「きょうと府民だより」 全戸版 14,700,000部 (259,700,000ページ) 文字拡大版 8,400部 (644,000ページ)
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在 地

京都府総務部入札課 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

- (3) 落札決定日 令和7年7月23日
- (4) 落札者の名称及び所在地 佐川印刷株式会社 向日市森本町戌亥5番地の3
- (5) 落札金額 122,083,500円 1ページ当たりの単価 全戸版 0.451円 文字拡大版 7.7円
- (6) 契約の方法一般競争入札
- (7) 入札公告日 令和7年6月6日
- 2(1) 購入物品の名称及び数量 スクールバス 3台

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

- (3) 落札決定日 令和7年7月25日
- (4) 落札者の名称及び所在地 いすゞ自動車近畿株式会社京都支店 京都市南区上鳥羽大溝町2番地
- (5) 落札金額 90,860,000円
- (6) 契約の方法一般競争入札

(7) 入札公告日 令和7年6月13日



京都府告示第405号

交通事故被害者の生活つなぎ資金貸付要綱(昭和43年 京都府告示第407号)は、廃止する。

令和7年8月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都府告示第406号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定により、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和7年8月6日に変更した。

令和7年8月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ(小型魚)	京都府定置漁業	61. 1 t
	京都府漁船漁業等(石川県禄剛崎灯台以西)	1. 0 t
	京都府漁船漁業等(石川県禄剛崎灯台以東)	0 t
	留保	1. 1 t
くろまぐろ(大型魚)	京都府定置漁業	42. 0 t
	京都府漁船漁業等(石川県禄剛崎灯台以西)	3. 5 t
	京都府漁船漁業等(石川県禄剛崎灯台以東)	4. 0 t
	留保	1.1 t

+010+-

京都府告示第407号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、 次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大 臣から通知があった。

令和7年8月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所 福知山市字一ノ宮小字北谷78の5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当 該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその関係書類を閲覧することができる。)

+010+

京都府告示第408号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年8月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

	X			域		区	分
京	丹	後	市	X	域	小型合併漁業で 営む漁業	であって丹後地区で

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に 関する工事が次のとおり完了した。

令和7年8月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域 長岡京市長法寺力池7の1の一部、8の1の一部 (関連区域)

長岡京市長法寺力池7の1の一部、7の2、7の3、8の2、9の4の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称 京都市下京区四条通油小路西入藤本寄町26の1 朝 日生命京都第二ビル7階

株式会社DreamTown

教育委員会

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である。

令和7年8月19日

京都府教育委員会 教育長 前 川 明 範

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務の名称

京都府立学校義務教育課程における児童生徒用端末等の賃貸借業務

- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間 令和8年3月30日から令和13年3月29日まで
- (4) 業務を行う場所 仕様書のとおり
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ 内町

京都府庁第3号館4階 京都府教育庁指導部教育DX推進課 電話番号(075)414-5693

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和7年8月19日(火)から令和7年9月22日 (月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から 午後1時までの間を除く。)とする。

- イ 入手方法
 - (ア) 原則として、アの期間に、京都府教育庁指導 部教育 D X 推進課ホームページ(https://www. kyoto-be.ne.jp/ictkyoiku/cms/?p=983)の入札情 報からダウンロードすること。
 - (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの 期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手する こと。
- 3 入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条 の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て

満たさなければならない。

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、 その事実の有無について資格審査を受け、その資格 を認定されたものであること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。)の提出期間の属する 年の4月1日をいう。以下同じ。)において、直 前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記 載した者
 - エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者
 - オ 納品後当該物品に係る保守、点検、修理その他 のサービスを必要に応じて速やかに提供すること ができない者
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」 という。)のほか、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (4) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所 を代表する者で役員以外のものが暴力団員であ る者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供 し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的 に暴力団の維持運営に協力し、又は関与してい る者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら これを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を 受けて入札に参加しようとする者
 - キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体 又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団 体に属する者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間 において、京都府の指名競争入札において指名停止 とされていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更 生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律 第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされ ていないこと。
- (4) この入札に示した業務を履行することができる能力があること。
- 5 一般競争入札参加資格審査の申請手続 資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会 教育長(以下「教育長」という。)に申請書を提出し、

参加資格の有無について認定を受けなければならない。 なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を 求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間2の(2)のアに同じ。
- (2) 提出方法
 - ア 持参により提出する場合 (1)の期間内に提出すること。
 - イ 郵送により提出する場合 (1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等

の配達記録が残る方法により提出すること。

(3) 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和58年京都府告示第375号)に定める競争入札参加者の資格を有する者は「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからエまで及びキの書類を省略することができる。

- ア 法人にあっては商業登記法(昭和38年法律第 125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書 の写し及び定款、個人にあってはその者が制限行 為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及 び民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の審 判を受けた被補助人)でないことの証明書及び破 産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない ことの証明書
- イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書
- ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- 工 営業経歴書
- オ 営業実績調書
- カ取引使用印鑑届
- キ 法人にあっては財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等)、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料の現在高調書
- ク 京都府の競争入札についての確約書
- ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- (4) 資料等の提出

申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。) を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、 申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求め ることがある。

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担 とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で

通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を 通知した日から令和8年3月31日までとする。

9 参加資格に係る変更届

申請書等を提出した者(6の名簿に登載されなかった者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(3及び4の(1)のアに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
 - ア 個人が死亡したときは、その相続人
 - イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、 配偶者又は生計を一にする同居の親族
 - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 - エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又 は合併によって設立する法人
 - オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又 は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般 競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継 審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を 証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出 しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったとき は、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当 該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知す る。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なもの を提供し、又は業務内容若しくは数量等に関して 不正の行為をしたとき。
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたと き又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の 利益を得るために連合したとき。
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約 を履行することを妨げたとき。
- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- カ アからオまでのいずれかに該当すると認められ たことによりその資格を取り消され、競争入札に 参加することができないこととされている者を契 約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人 その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

- (1) 入札期間及び開札の日時等
 - ア 入札書の提出期限、提出先等
 - (ア) 提出期限

郵送による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から令和7年10月3日(金)まで(必着)

持参による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から開札時までに持参するこ レ

(イ) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 薮ノ内町

京都府庁第3号館4階 京都府教育庁指導部教育DX推進課長

イ 開札日時

令和7年10月7日(火)午前10時

- (2) 入札の方法
 - ア (1)のアの(ア)の期限までに、(1)のアの(イ)の提出先に、入札書を持参又は郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。) により提出すること。
 - イ 再度入札については、入札説明書において指定 する。
- (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「京都府立学校義務教育課程における児童生徒用端末等の賃貸借業務」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額 に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した 金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額と するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金 額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 なお、無効な入札をした者は、再度入札に加わる ことができない。

- ア 3 に掲げる者及び 4 に掲げる資格のない者のし た入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反し た者のした入札
- (5) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否 要する。
- 13 入札保証金 免除する。
- 14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100 分の5相当額の違約金を徴収する。

- 15 契約保証金 免除する。
- 16 その他
 - (1) 1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) 詳細は、入札説明書による。
 - (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- 17 Summary
 - (1) The nature and quantity of the product to be rented Equipment for tablets for Kyoto Prefectural schools
 - (2) Bidding method Paper bidding system
 - (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation From 8:30 AM on Tuesday, August 19, 2025 to 5:15

PM on Monday, September 22, 2025

- (4) Deadline for bid submission by post On Friday, October 3, 2025 Education DX Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education Kyoto Prefectural Government, Building No.3 4F Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan
- (5) Deadline for tender by direct delivery 10:00 AM on Tuesday, October 7, 2025
- (6) The time, date and place for the opening of tender 10:00 AM on Tuesday, October 7, 2025 Education DX Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education Kyoto Prefectural Government, Building No.3 6F Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan
- (7) Contact point for the notice Education DX Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education Kyoto Prefectural Government, Building No.3 4F Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan TEL: (075) 414-5693